

現状と課題	論点
<h2>1. サービス付き高齢者向け住宅の供給について</h2>	
<ul style="list-style-type: none"> 平成23年10月から登録を開始し、平成30年3月末までに2,247戸の登録を行った。 計画における目標量（約2,600人分）達成に向け、順調に推移。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後、高齢者の増加と医療・介護施設等の不足が見込まれる中で、サービス付き高齢者向け住宅の量をより一層確保すべきか。 また、量だけでなく、質の確保をどのように図るべきか。
<h2>2. サービス付き高齢者向け住宅の立地の適正化について</h2>	
<ul style="list-style-type: none"> 居住誘導区域を含む立地適正化計画の策定は、県内は5市町のみ、うち意見聴取を不要としているのは2市。 市町村のまちづくり方針と整合させる必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> サービス付き高齢者向け住宅の立地をどのように誘導すべきか。
<h2>3. 高齢者の住まいの確保に向けた取り組みについて</h2>	
<ul style="list-style-type: none"> 特別養護老人ホームの入所要件は、原則として要介護度3以上の高齢者に限定された。 要介護度2以下の高齢者の住まいを確保する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 要介護度2以下の高齢者の住まいの確保に向けた取り組みについて、どのような対応が必要か。
<h2>4. 見守り体制のあり方について</h2>	
<ul style="list-style-type: none"> 緊急時の通報システムの提供を約3割が望んでいるなど、適切な見守り体制を確保することが重要。 	<ul style="list-style-type: none"> 見守り体制のあり方、その受け皿としての住宅にはどのような対応が必要か。
<h2>5. 住宅と福祉の連携強化について</h2>	
<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の安定した住まいを確保するため、行政・民間において、住宅と福祉分野の連携は重要。 福祉の窓口において、住まいに関する相談の対応に苦慮している。 	<ul style="list-style-type: none"> 居住支援協議会や居住支援法人を活用した、住宅と福祉の効率的かつ効果的な連携のあり方とは、どのようなものか。 福祉と連携した住まいの情報提供・相談体制の構築について、どのような対応が必要か。